

平成 29 年度事業計画

I 基本方針

当社は、県及び市町村が行う社会資本整備事業の円滑な執行を支援することにより、県勢の発展や県民生活の向上に寄与してきた。引き続き、長年にわたり蓄積してきた技術と経験を活かし、建設行政の補完機関としての役割を果たしていく。

平成 29 年度は、県及び市町村を取巻く環境の変化によって生じている当社へのニーズの変化に的確に対応していくとともに、非営利性を徹底するため、下記により事業運営に当たる。

記

- 1 第 3 次茨城県建設技術公社経営行動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）について、次期計画の策定に向け、その評価・分析を行う。
- 2 経営の健全性に十分留意しつつ、公益目的事業を充実させるとともに、県及び市町村の補完業務費用の軽減に努める。
- 3 補完業務成果の提供にあたって、県及び市町村の若手等の職員養成に資する付加資料の添付等を試みる。
- 4 業務仕様の改良を進め、ワーク・ライフ・バランスを促進する。

II 実施計画

1 実施事業（公益目的事業）

(1) 公共事業支援統合情報システム（建設 CALS/EC）の運営

入札に関わる手続きについて、発注者・受注者双方の事務負担の軽減に資する電子化システム共同利用センターを運営するとともに、操作研修やヘルプデスクによる操作指導を行う。また、茨城県土木設計積算システムについては、常に最新の歩掛及び単価に改定し提供するとともに、上下水道の適用歩掛を拡充する。

(2) 建設技術の研修・相談の実施

ア 技術研修

(ア) 県及び市町村の職員を対象に各種研修を行う。

教科に、当社職員が講師となり、業務を通して得た有効な事例等の紹介を加える。

(イ) 県が進める若手技術職員養成の一環として、現地に出向いての監督員実地研修を試行する。

イ 建設事業に関する技術相談

(ア) 県及び市町村の職員からの建設・維持などに関する相談に助言を行う。

共通課題については、当社のホームページ等で公開する。

(イ) 県及び市町村が行う最新機器の導入など事務方法の改良にかかる実験に対し支援する。

ウ 建設行政に関する催し等への後援・協賛

県、市町村及び建設関係団体が主催する建設行政に関する広報や技術向上を図る催しに対し後援・協賛する。

エ 公共土木施設災害復旧事業の技術的支援

災害復旧事務にかかる研修の実施，河川・道路災害復旧実務要領図書の配布及び災害時情報共有化システムの管理を行う。

また，要請に応じ被災箇所のドローンによる撮影を行う。

2 その他事業（収益目的事業）

(1) 発注者支援

県、市町村及び公社等が発注する土木工事及び建築工事の設計・積算や工事監督補助・検査補助を行う。併せて、若手等の職員が内容理解を深められるような資料の提供や研修型の業務を試行する。

(2) 管理者支援

ア 橋梁長寿命化

橋梁の点検や修繕工事の設計・積算，工事監督補助・検査補助を行う。

メンテナンスサイクルを効率的に実施していくため「いばらき橋梁情報管理システム」を本格稼働する。

イ 台帳整備

港湾，公園についても，道路，橋梁と同様に付図を電子化する。

ウ 日常管理補助

県管理7ダムの巡視，偕楽園公園及び弘道館公園の巡視・料金徴収を行う。

エ 電子納品保管

県が発注した業務の納品物を保管する。今後，市町村発注の物件も取扱う新システムの開発を進める。

(3) 事業者支援

ア 災害復旧事業

県及び市町村から災害復旧申請にかかる調査・設計及び図書作成の要請があった場合には、最優先で対応する。

イ 土地区画整理事業等

県執行の土地区画整理事業において、現地駐在の体制により事業進捗や権利移動などの情報管理といった職員補助を行う。

また、土地造成事業においても人的な職員補助を行う。

3 その他

(1) 職員の能力及び資質の向上

当公社が担う業務の遂行には、技術の変化や行政にかかわる知識が必要なことから、県や市町村の職員と同様の研修を受講させるとともに、各種資格を取得させるため特別研修を実施する。

(2) 業務上必要な資格の取得

測量士及び建築士等、営業上必要な資格については、取得できる業務環境を整える。

(3) 非営利性の徹底

過年度決算内容の分析などを強化し、原価管理の精度を高める。

(4) ワーク・ライフ・バランスの促進

業務仕様の改良を進めて業務処理能力の向上を図り、時間外労働の削減や定時退庁の定着、年次有給休暇取得の増加等、働き方改革を推進する。